

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正と参考情報

事務所その他の作業場における労働者の清潔保持等のために事業者が講ずべき措置等について、事務所則及び安衛則について、照度、便所、救急用具等に係る基準の改正が行われました。

○ 改正の内容をまとめた リーフレット

「職場における労働衛生基準が変わりました」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf>

をご覧ください。（厚生労働省HPへ遷移します。）

○ 省令

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（令和3年12月1日厚生労働省令第188号） 【労働基準局安全衛生部計画課】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H211201K0010.pdf>

をご覧ください。（厚生労働省HPへ遷移します。PDF版 14枚）

○ 関係通達

令和3年12月1日付け基発1201第1号

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211201K0020.pdf>

をご覧ください。（厚生労働省HPへ遷移します。PDF版 7枚）

（その他参考情報）

諮問・答申

【厚生労働省HPに令和3年10月11日（月）掲載された内容です。】

「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21600.html

厚生労働大臣は、令和3年7月28日に、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問）に対し、「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行い、この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、本日、同審議会より概ね妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和3年12月上旬（照度基準については、令和4年12月1日）の施行に向け、速やかに省令の改正作業を進めます。

【省令改正案のポイント】

● 改正の趣旨

事務所における清潔保持や休養のための措置、事務所の作業環境等、事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）等で規定されている衛生基準については、制定されてから 50 年近く経過していることから、その間の社会状況の変化を踏まえて現在の実状や関係規定を確認し、関係有識者による検討を行い、取りまとめた報告書等をもとに、関係省令の改正を行うものです。

● 改正のポイント

- ・事務室の作業面の照度基準について、作業の区分を「一般的な事務作業」及び「付随的な事務作業」とし、それぞれ 300 ルクス（現行は 150 ルクス）以上及び 150 ルクス（現行は 70 ルクス）以上とすること。
- ・作業場における便所の設置基準について、以下のとおり見直すこと。
 - （1）男性用と女性用に区別して設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所の便房、男性用小便所及び女性用便所の便房をそれぞれ一定程度設置したものとして取り扱うことができるものとする。
 - （2）作業場に設置する便所は男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持した上で、同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合は、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、独立個室型の便所を設けることで足りることとする。
- ・事業者に備えることを求めている救急用具について、必要な見直しを行うこと。

【別添 1】 諮問文（PDF：96KB）（令和 3 年 7 月 28 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000841695.pdf>

【別添 2】 答申文（PDF：63KB）（令和 3 年 10 月 11 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000841696.pdf>

【別添 3】 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案概要（PDF：1,144KB）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000841697.pdf>

【別添 4】 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正に係る周知内容等について（PDF：269KB）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000841698.pdf>